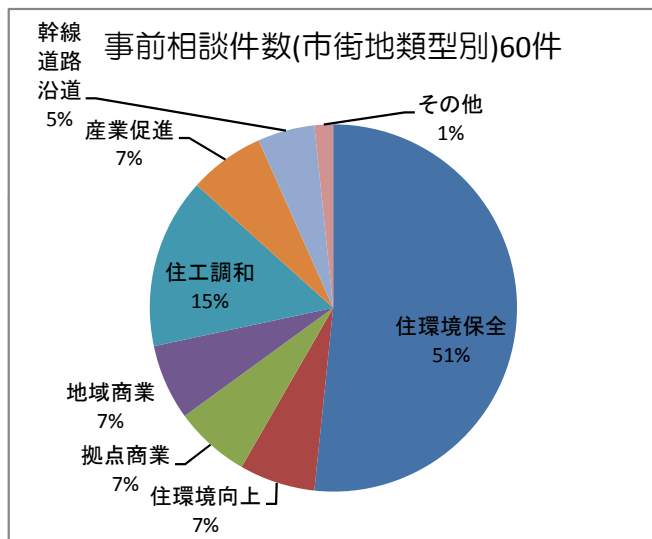


大田区景観計画の運用(事前協議・届出件数等)について

平成26年1月31日現在

	平成25年 10月1日から	事前相談 件数	事前協議			アドバイザー 会議	届出(通知)			変更届出				
			提出	協議中	終了		件数	届出中	終了					
合計	(8)	60	(1)	23	11	(1)	12	3	(3)	30	2	(3)	28	1
景観 点 地形 区 成 重	空港臨海部	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	国分寺崖線	21	6	3	3	0	14	0	0	14	0	14	1	
	多摩川	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	呑川	3	1	0	1	0	1	0	1	0	1	0	0	
	小計	25	7	3	4	0	15	0	15	1				
市街地 類型	住環境保全	31	12	7	5	0	17	0	17	1				
	住環境向上	(2)	4	1	0	1	0	(1)	2	0	(1)	2	0	
	拠点商業	4	1	1	0	1	3	2	1	0				
	地域商業	(2)	4	0	0	0	(1)	3	0	(1)	3	0		
	住工調和	(3)	9	(1)	3	2	(1)	1	(1)	2	0	(1)	2	0
	産業促進	4	3	1	2	1	1	0	1	0				
	幹線道路沿道	3	3	0	3	0	2	0	2	0				
	その他	1	0	0	0	0	0	0	0	0				
	小計	(8)	60	(1)	23	11	(1)	12	3	(3)	30	2	(3)	28

※()の数字は国の機関または地方公共団体による件数

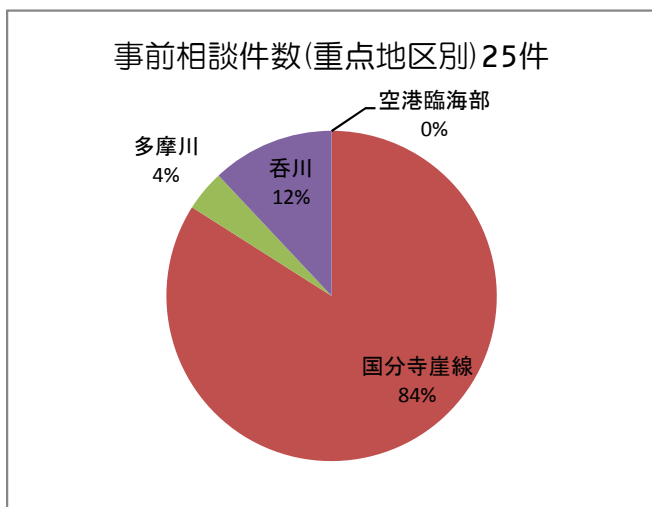


※運用開始当初は、時期によって事前協議書の提出が不要であったため、上記の表のうち事前協議と届出の件数が異なります。(運用開始当初の届出等の時期は以下の通り)

平成25年10月1日施行による事前協議及び届出時期について(建築物等の建築)

・景観法に基づく行為の届出書
建築確認申請等が必要なもの(30日前)
確認申請日が ~10月30日 届出不要
10月31日~ 届出必要

・大田区景観条例に基づく事前協議者(特大以外)
景観法に基づく行為の届出(30日前)+60日前
=計90日前
確認申請日が ~12月29日 協議書提出不要
12月30日~ 協議書提出必要



事前協議と届出の流れ

